

令和3年度事業継続支援緊急対策事業補助金

(感染症対策設備機器等導入支援)

のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、青森市内に所在する店舗等の運営に係る必要な経費の一部を補助します。

対象となる事業者

○青森市内に所在する事業所・店舗等で事業を行っている事業者で青森市内及び市外に本店を有する中小企業または小規模事業者等（個人事業主含む）

【対象業種】日本標準産業分類による裏面の業種に該当するもの【全19業種】※裏面参照

※令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納がある場合は対象外です。

※市外に本店（個人にあっては住所）を有する事業者については、青森市税及び所在する自治体の市税等に未納がある場合は対象外です。

対象となる経費

事業所・店舗等における飛沫感染や接触感染、近距離会話対策等で令和3年4月1日から事業完了日までに要した経費を算定基礎とし、事業継続に必要な経費 ※裏面参照

※国、県及び市等から助成金等の交付を既に受けている又は、今後受ける予定がある設備機器等の導入経費は補助対象外です。

補助額

補助対象経費の8割相当額または10万円のいずれか低い額（下限1万円）

1事業者あたり上限30万円（1事業所・店舗につき上限10万円、3事業所・店舗まで）

申請の流れと必要書類等

①交付申請（令和3年7月1日から8月31日まで） ※8月31日当日消印有効

○事業継続支援緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)

○対象者とわかるもの

①営業許可証等の写し、店舗や塾教室の写真等

②決算書の写し 個人：確定申告書の写し（第1表、青色申告決算書または収支内訳書）

法人：決算報告書の写し（表紙、貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書）

※市外に住所を有し、法人番号を持たない個人事業主等の小規模事業者にあつては、住民票の写し等

※市外に本店（個人にあっては住所）を有する事業者にあつては、所在する自治体の直近の完納証明書等

※令和3年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（家賃支援・自己所有物件事業者支援）申請時に添付済の事業者については、上記「対象者とわかるもの」を省略可能です。

○補助対象経費が確認できるもの

（導入予定の設備等の見積書、令和3年4月1日から申請までに既導入済の設備等の領収書等）



②交付決定（市が申請内容の審査後、交付の決定を市が申請者に通知します。）



③実績報告及び請求（令和3年10月31日まで） ※10月31日当日消印有効

○事業完了実績報告書兼請求書(様式第5号)

○事業完了内容確認書類（領収書、納品書、工事内訳書の写し、機器設置、工事後の写真等）



④補助金支払

必要事項をご記入の上、必要書類を添えて原則郵送で申請してください。

【お問い合わせ先】

青森市新ビジネス支援課 ☎017-734-2379 経済政策課 ☎017-734-5132

【郵送先】〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所経済政策課 宛

補助対象19業種

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)

大分類	コード	中分類	大分類	コード	中分類
I 卸売業, 小売業	50	各種商品卸売業	L 学術研究, 専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	51	繊維・衣服等卸売業		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
	52	飲食料品卸売業		73	広告業
	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
	54	機械器具卸売業	M 宿泊業, 飲食サービス業	75	宿泊業
	55	その他の卸売業		76	飲食店
	56	各種商品小売業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	58	飲食料品小売業		79	その他の生活関連サービス業(運転代行業を除く)
	59	機械器具小売業		80	娯楽業
	60	その他の小売業	O 教育, 学習支援業	81	学校教育
61	無店舗小売業	82		その他の教育, 学習支援業	
K 不動産業, 物品賃貸業	68	不動産取引業	P 医療, 福祉	83	医療業(うち療術業)
	69	不動産賃貸業・管理業		84	保健衛生
	70	物品賃貸業(自動車賃貸業を除く)		85	社会保険・社会福祉・介護事業

補助対象経費一覧表

補助対象経費			補助対象経費		
目的	例	対象	目的	例	対象
衛生環境の整備	非接触型検温器、サーモグラフィ	○	換気の向上	空調設備(高効率換気機能)の導入又は強化	○
	従業員用フェイスシールド	○		エアコン(外気換気、空気清浄又は除菌機能がある一体型)	○
	アルコール自動噴霧器	○		換気のための網戸、窓の設置	○
	空気清浄機器、設備の設置(除菌機能があるものに限る)	○		換気扇の設置	○
	アクリル板・パーテーションの設置	○	補助対象外経費		
	透明ビニールカーテン・飛沫防止シートの設置	○	目的	例	対象
	トイレの改修(自動開閉蓋、自動洗浄の導入等)	○	消耗品	使い捨てマスク、使い捨てスリッパ、使い捨て箸	×
	抗菌素材の床、畳、壁紙等への張り替え	○		消毒用ハンドボトル(消毒液入)、詰め替え用消毒液	×
	滅菌設備の導入	○	物品	通常のエアコン	×
密集・接触の回避	非接触型設備(タッチレス水栓、自動ドア等)の導入	○		清掃用具	×
	キャッシュレス決済の導入	○		車両の更新	×
	自動精算機(セルフレジ)	○	その他	物品等の導入による水道光熱費の増	×
	誘導サインの整備	○		3密回避による業務増に伴う人件費の増	×
	テイクアウト対応設備の整備	○		店舗等の清掃や除菌等のサービス	×

※物品等(消耗品を除く)の購入費、設備等の工事費、機器、設備等のリース料又はレンタル料が補助対象経費となります。

※補助対象経費は消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

※一覧表に記載されたものはあくまで(例示)であり、具体的な対策の内容や効果により対象となる場合や対象外となる場合があります。